

原子力災害時等における広域避難に関する協定

広島県と島根県とは、島根原子力発電所において原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における、島根県から広島県への広域避難について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、広島県及び島根県が原子力災害時等に、災害対策基本法第86条の9の規定及び「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」（平成24年11月策定）に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受入れ）

第2条 島根県は、原子力災害時等に、広島県内へ避難の必要があると認めるときは、広島県を通じてあらかじめ定めている広島県内の市町（以下「避難先市町」という。）に対して避難者の受入れを要請し、広島県は、避難先市町が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除いて、避難先市町と連携して避難者の受入れを行うものとする。

- 2 島根県が、広島県を通じて避難先市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。
- (1) 避難所、広域福祉避難所、避難経路所（以下「避難所等」という。）の開設、松江市、出雲市、雲南市（以下「避難元市」という。）による運営体制に移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
- (2) 前号に定めるもののほか特に必要な事項
- 3 島根県は、避難元市と共に、広島県及び避難先市町の協力を得て、あらかじめ前項の避難所等を選定しておくものとする。
- 4 島根県は、避難元市と共に、国や関係事業者、避難先市町等と連携して、避難先市町の避難所等の運営等に必要となる人員や物資などを確保する。
- 5 広島県は、避難先市町が行う避難所等の運営等に対して、必要に応じて、人員や物資などの確保について支援を行うものとする。

（スクリーニング等）

第3条 島根県は、広島県に広域避難を行う避難者等に対するスクリーニング及び除染を国の災害対策指針等を踏まえて実施することとし、実施場所及び方法等についてあらかじめ整備しておくものとする。

（経費の負担等）

第4条 避難者の受入れに要した経費は、島根県が負担するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか経費の負担に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第5条 広島県及び島根県は、この協定に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、避難元市及び避難先市町と連携して、平素から必要に応じて情報交換等の相互交流を行うものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、広島県及び島根県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、広島県及び島根県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成26年5月28日から施行する。

平成26年5月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦



島根県知事 溝 口 善兵衛

